

安全データシート

1, 製品及び会社情報

製品の名称 **ナチュラ**
 会社名 **スイショウ油化工業株式会社**
 住所 **大阪府高石市高砂 2-3-6** 担当部門 **開発部**
 電話番号 **072-268-1181** FAX 番号 **072-268-1183**
 推奨用途及び使用上の制限 **業務用・中性多目的洗剤**
 整理番号 **EC-A3-330**

2, 危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性			
爆発物	区分外	引火性液体	区分外
自己反応性化学品	区分外	自然発火性液体	区分外
自己発熱性化学品	区分外	水反応可燃性化学品	区分外
酸化性液体	区分外	有機過酸化物	区分外
金属腐食性物質	分類できない		
人健康有害性			
急性毒性(経口)	分類できない	皮膚感作性	分類できない
急性毒性(経皮)	分類できない	生殖細胞変異原性	分類できない
急性毒性(吸入:ガス)	分類できない	発がん性	分類できない
急性毒性(吸入:蒸気)	分類できない	生殖毒性	分類できない
急性毒性(吸入:粉塵、ミスト)	分類できない	特定標的臓器毒性(単回暴露)	分類できない
皮膚腐食性/刺激性	分類できない	特定標的臓器毒性(反復暴露)	分類できない
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	分類できない	吸引性呼吸器有害性	分類できない
呼吸器感作性	分類できない		
環境有害性			
水生環境急性有害性	分類できない	水生環境慢性有害性	分類できない
オゾン層への有害性	分類できない		

GHS ラベル要素

●絵表示又はシンボル

なし

●注意喚起語

なし

●危険有害性情報

なし

3, 組成及び成分情報

単一製品、混合物の区分: 混合物

一般名: 中性多目的洗剤

成分	化学式	CAS 番号	官報公示整理番号		含有量 (wt/%)
			化審法	安衛法	
ノニオン系界面活性剤	社外秘	社外秘	社外秘	—	2.0~4.0
キレート剤	社外秘	社外秘	社外秘	—	2.0~4.0
ビルダー類	社外秘	社外秘	社外秘	—	1.0~2.0
可溶化剤	社外秘	社外秘	社外秘	—	5.0~10.0
分散剤	社外秘	社外秘	社外秘	—	2.0~4.0
水	H ₂ O	7732-18-5			残量

●GHS 分類に寄与する不純物及び安定化添加物: 情報なし

4, 応急処置

- 皮膚に付着した場合
皮膚刺激や炎症を起こすことがありますので、水またはぬるま湯で十分に洗浄してください。もし異常があれば速やかに医師の診察を受けてください。
- 目に入った場合
炎症により痛みを起こすことがありますので、絶対に目をこすらずに 15 分以上流水で目を洗い、至急医師の診療を受けてください。尚、痛み等がない場合でも念のために、医師の診察を受けてください。(コンタクトレンズを装着している場合は、速やかにはずしてから、同様の処置を行ってください。)
- 飲み込んだ場合
下痢、腹痛やその他の障害を起こすことがありますので、直ちに多量の水・牛乳等を飲ませて吐かせ、至急医師の診察を受けてください。
- 応急処置をする者の保護
救助者は必要に応じて適切な保護具を着用する。

5, 火災時の措置

- 消火剤
多量の水、二酸化炭素、粉末消火剤、土
- 特有の消火方法
ガスの滞留しない場所で風上より消火し、漏洩防止処置を施す。
- 消火を行う者の保護
消火作業の際は、空気呼吸器を含め適切な保護服(耐熱性)を着用する。

6, 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置
関係者以外の立ち入りを禁止する。漏洩場所を換気する。漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。作業者は適切な保護具(8, 暴露防止及び保護措置の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
- 環境に対する注意事項
環境中に放出してはならない。河川等に排出され、環境への影響を起さないように注意する。希釈水は汚染を引き起こすおそれがある。少量の場合は、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、安全な場所に覆って密閉できる空容器に回収する。
- 封じ込め及び浄化方法・機材二次災害の防止策
危険でなければ漏れを止める。排水溝、下水溝、地下室あるいは閉塞場所への流入を防ぐ。床面に残るとすべる危険性があるため、こまめに処理する。

7, 取扱い及び保管上の注意

[取扱い]

- 技術的対策
(8, 暴露防止及び保護措置)に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等の乱暴な取扱いをしてはならない。
- 局所排気・全体換気安全取扱い注意事項
換気の良い場所で取り扱うこと。眼、皮膚又は衣類に付けないこと。取扱い後はよく手洗いうがいをする。
- 接触回避
(10, 安定性及び反応性)を参照。

[保管]

- 技術的対策
特別に技術的対策は必要としない。
- 混触危険物質
(10, 安定性及び反応性)を参照。
- 保管条件
子供の手の届くところには保管しない。又、いたずら・悪用等されないようにする。水漏れのない屋内で凍結や 40℃以上の高温になる場所では保管しない。日光から遮断する。凍結厳禁。
- 容器包装材料
包装、容器の規制はないが密閉式の破損しないものに入れる。例えば、ステンレス、ポリエチレン(HDPE)、ポリプロピレンなどの密閉可能な容器など。

8, 暴露防止及び保護措置

●設備対策

換気、通風をしながらご使用ください。本製品を貯蔵又は使用する設備は、眼洗浄施設及び安全シャワーを設置したほうがよい。

[保護具]

●呼吸器の保護具

換気が不十分な場合には、適当な呼吸器保護具(例えば、有機ガス用マスク、アンモニア用マスクなど)を着用すること。

●手の保護具

必要に応じて耐薬品性の保護手袋を着用すること。

●目の保護具

必要に応じて保護眼鏡(例えば、普通眼鏡型、ゴーグル型)を着用すること。

●皮膚及び身体の保護具

必要に応じて保護服、保護長靴、保護前掛けなどを着用すること。

●衛生対策

取扱い後はよく手を洗うこと。

9, 物理的及び化学的性質

[物理的状態]

●形状: 液体

●色: 淡青色透明

●臭い: わずかに特異臭を伴う

●pH: 約 7.5

●粘度: 約 2.0 mPa・s

●不揮発分: 約 11.0 %

●沸点、初留点及び沸騰範囲: 水程度の沸点と推察する。

●引火点: なし

●自然発火温度: なし

●溶解性: 水(溶媒)には殆ど無限に分散。

10, 安定性及び反応性

●安定性: 通常の条件下では安定であるが、光、熱、酸素の影響により、変色、臭いや粘度の変化が起こる可能性があります。特に開缶後の製品はこれらの可能性が高くなり、性能の低下も状況によっては起きる可能性があります。

●危険有害反応可能性: 通常の条件下では反応性は低い。

●避けるべき条件: 凍結、高温、光、過剰な酸素など

●混触危険物質: 酸化性物質、その他一般的な混触禁止物質との混触は避ける。

●危険有害な分解生成物: 酸やアルカリ、金属などとの反応により水素ガスが発生したり、燃焼などにより CO 等の有害ガスが発生する恐れがある。

11, 有害性情報

●急性毒性(経口): 分類できない成分及びデータ不足の成分を多数含むことより、分類できないとした。

●急性毒性(経皮): 分類できない成分及びデータ不足の成分を多数含むことより、分類できないとした。

●急性毒性(吸入): 分類できない成分及びデータ不足の成分を多数含むことより、分類できないとした。

●皮膚腐食性/刺激性: 分類できない成分及びデータ不足の成分を多数含むことより、分類できないとした。

●眼に対する重篤な損傷・眼刺激性: 分類できない成分及びデータ不足の成分を多数含むことより、分類できないとした。

●呼吸器感作性: 分類できない成分及びデータ不足の成分を多数含むことより、分類できないとした。

●皮膚感作性: 分類できない成分及びデータ不足の成分を多数含むことより、分類できないとした。

●生殖細胞変異原性: 分類できない成分及びデータ不足の成分を多数含むことより、分類できないとした。

●発がん性: 分類できない成分及びデータ不足の成分を多数含むことより、分類できないとした。

●生殖毒性: 分類できない成分及びデータ不足の成分を多数含むことより、分類できないとした。

●特定標的臓器・全身毒性(単回暴露): 分類できない成分及びデータ不足の成分を多数含むことより、分類できないとした。

●特定標的臓器・全身毒性(反復暴露): 分類できない成分及びデータ不足の成分を多数含むことより、分類できな

いとした。

- 吸人性呼吸器有害性: 分類できない成分及びデータ不足の成分を多数含むことより、分類できないとした。

12, 環境影響情報

- 水生環境急性有害性: 分類できない成分及びデータ不足の成分を多数含むことより、分類できないとした。
- 水生環境慢性有害性: 分類できない成分及びデータ不足の成分を多数含むことより、分類できないとした。
- オゾン層への有害性: 分類できない成分及びデータ不足の成分を多数含むことより、分類できないとした。

□ 本製品の 30 倍希釈液の COD: 2000mg/kg BOD: 450mg/kg n-ヘキサン抽出物: 380mg/kg (a)
(近似製品のデータを引用)

13, 廃棄上の注意

- 残余廃棄物

廃棄においては、関連法規(廃棄物処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、下水道法など)並びに地方自治体の基準に従うこと。

- ・ 残った本製品及び洗浄作業やはくり作業に伴う廃液は公共用水域(海、河川、湖沼、用水路等)やこれらにつながる側溝や周辺土壌には廃棄しないでください。
- ・ 下水道へ排出する場合は下水道法及び当該自治体の条例に準拠して処理してください。
- ・ 浄化槽へ排出する場合は浄化槽管理者に排出可能な廃液の水質、排出量などを確認した上で設備に支障をきたさないように適切に排出してください。
- ・ 浄化槽以外の排水処理設備へ排出する場合は排水処理設備管理者に排出可能な廃液の水質、排出量などを確認した上で設備に支障をきたさないように適切に排出してください。
- ・ 上記の処理が不可能な場合及び確信がもてない場合は都道府県知事の許可を受けている産業廃棄物処理業者に内容を明確にした上で適切に処分を委託してください。(内容物によっては「特別管理産業廃棄物」になる場合があります。)

- 汚染容器及び包装

容器等の廃棄物は都道府県知事の許可を受けている産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理すること。地方自治体の規則・基準に従うこと。

14, 輸送上の注意

[国際規制]

- 海上規制情報: 該当しない。
- 航空規制情報: 該当しない。

[国内規制]

- 陸上規制情報

消防法、労働安全衛生法、毒物劇物取締法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められている運送方法に従うこと。

- 海上規制情報: 船舶安全法に定められている運送方法に従う。

- 海洋汚染物質: 非該当

- 航空規制情報: 航空法に定められている運送方法に従う。

- 特別安全対策

(7, 取扱い及び保管上の注意)の記載に従うこと。

水漏れ対策を施し、凍結や 40℃以上の高温にならないように輸送する。容器漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にこなうこと。

15, 適用法令

労働安全衛生法	名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物	非該当
	労働安全衛生規則、第 95 条の 6(有害物ばく露作業報告)	非該当
化審法	特定化学物質・監視化学物質	非該当
消防法		非該当
PRTR 法		非該当(報告義務なし)
毒物及び劇物取締法		非該当
船舶安全法		非該当
航空法		非該当
港則法		非該当
輸出貿易管理令	経済産業省の別表 1 の 16 ガイドラインを参照する事が望ましい。	

16, その他の情報

[連絡先]スイショウ油化工業株式会社 高石工場 開発部 Tel;072-268-1181 e-mail;kaihatu@suisho.co.jp

[引用文献・参考文献]

- (社)日本化学工業協会監修 ezCRIC2016(化学品かんたん法規制チェック)
- (社)日本化学工業協会/日本レスポンシブル・ケア協議会「製品安全データシートの作成指針(改訂2版)」GHS対応ガイドライン平成20年10月、日本規格協会発行
- GINC:化学物質総合データベース・化学物質総合検索システム・各原料 SDS
- ICSC(国立医薬品食品衛生研究所)国際化学物質安全性カード
- 独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)、化学物質総合情報提供システム(CHRIP)
- 安全衛生情報センター
- 版数履歴:第1版:2015年3月1日 第2版:2015年7月21日 第3版:2015年7月31日
第4版:2016年6月21日 第5版:2016年10月20日
- (a)第三者へ分析委託を行なったデータを記載。

※危険有害性の要約(GHS 分類)、11, 有害性情報、及び 12, 環境影響情報は、本製品の含有成分の内、独立行政法人 製品評価技術基盤機構の GHS 分類結果(本 SDS 作成時における最新分類結果)に、リストアップされている場合に限り、その分類結果に基づき、記述しております。

化学物質管理促進法(PRTR法)	非該当(報告義務なし)
内分泌攪乱作用を有すると疑われる化学物質[環境省] (環境ホルモン)	原料として使用していません。
室内空気汚染物質濃度指針値対象物質[厚生労働省] (シックハウス対象物質)	ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・エチルベンゼン・スチレン・テトラデカン・ノナナール・フタル酸ジ-n-ブチル・フタル酸ジ-2-エチルヘキシル・クロルピリホス・ダイアジノン・フェノカルブは、原料として使用していません。尚、当該製品の塗膜からの放散試験(JIS A1901(2003)チャンバー試験)の結果、全て指針値以下です。
学校環境衛生基準検査対象物質[文部科学省] (シックスクール対象物質)	ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・エチルベンゼン・スチレンは、原料として使用していません。尚、当該製品の塗膜からの放散試験(JIS A1901(2003)チャンバー試験)の結果、全て判定基準値以下です。
改正建築基準法における建築内装材の規格	当該法律に言う建築材料には該当しません。ホルムアルデヒド、クロルピリホス、ユリア樹脂、メラミン樹脂、ユリア・メラミン共縮合樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系の防腐剤、添加剤、助剤は、原料として使用していません。尚、当該製品の塗膜からの、ホルムアルデヒドの放散速度は、(JIS A1901(2003)チャンバー試験)の結果、5.0 $\mu\text{g}/\text{m}^2\cdot\text{h}$ 以下→F☆☆☆☆相当になる。
リン系化合物	原料として使用していません。
日本フロアーポリッシュ工業会(JFPA)規格合格品 承認番号-05	

危険性・有害性の情報は当社の最善の調査・評価に基づいておりますが、含有量、物理化学的性質、危険、有害性等に関してはいかなる保証をなすものではありません。また、注意事項は通常の実施を前提としたもので、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。尚、新たな情報を入手した場合には、追加又は訂正する場合があります。本製品を他の化学物質と混合したり、特殊な条件で使用するときは、使用者側の安全性評価を実施してください。